

# 出雲市特定環境保全公共下水道事業計画書

## (田岐・口田儀・河下処理区)

公共下水道管理者 出雲市上下水道事業管理者

工事着手年月日 昭和 59 年 11 月 5 日 (田岐・口田儀)  
平成 16 年 9 月 22 日 (河下)

工事完成の予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日 (田岐・口田儀)  
平成 21 年 3 月 31 日 (河下)

(第1表)

予 定 処 理 区 域 調 書 ( 汚 水 )			
予定処理区域の面積	116.0 ヘクタール	予定処理区域内の地名	島根県出雲市 (区域は平面図表示のとおり)
処 理 区 の 名 称	面積(単位:ヘクタール)	摘 要	
田 岐 処 理 区	80.0		
口 田 儀 処 理 区	21.0		
河 下 処 理 区	15.0		

(第2表)

吐 口 調 書 ( 汚 水 )						
処理区の名 称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 (m <sup>3</sup> /秒)	放流先の名 称	摘 要
田岐処理区	処理施設	田岐浄化センター放流渠	出雲市多伎町小田旧道下	0.0092	二級河川小田川	
口田儀処理区	処理施設	口田儀浄化センター放流渠	出雲市多伎町口田儀港町	0.0030	二級河川田儀川	
河下処理区	処理施設	河下浄化センター吐口	出雲市河下町字瀬崎地先	0.0034	河下港(水路)	

(第3表)

管 渠 調 書 ( 汚 水 )				
処理区の名 称	主要な管渠の内のり寸法 (単位:ミリメートル)	延 長 (単位:メートル)	点検箇所の数	摘 要
田岐処理区	○ 75 ~ 300	790	1	方法:マンホール内の目視による 頻度:5年に1回
口田儀処理区	該 当 な し			
河下処理区	該 当 な し			

(第4表)

処理施設調書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位:ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口(人)	摘要
					晴天時最大 (単位:m <sup>3</sup> )	雨天時最大 (単位:m <sup>3</sup> )		
田岐浄化センター	出雲市多伎町 小田76-1	0.031	BOD15mg/ℓ	オキシデーション ディッチ法	800	—	1,300	・計画下水量(日最大) 792m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD: 200 mg/ℓ SS: 200 mg/ℓ
口田儀 浄化センター	出雲市多伎町 口田儀748-1	0.034	BOD15mg/ℓ	オキシデーション ディッチ法	260	—	650	・計画下水量(日最大) 256m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD: 200 mg/ℓ SS: 200 mg/ℓ
河下浄化 センター	出雲市河下町 字瀬崎	0.120	BOD15mg/ℓ	オキシデーション ディッチ法	310	—	1,030	・計画下水量(日最大) 290m <sup>3</sup> /日 流入水質 BOD: 180 mg/ℓ SS: 140 mg/ℓ
終末処理場の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力		摘要		
田岐浄化 センター	オキシデーションディッチ	2池	円形無終端水路、 鉄筋コンクリート造り	滞留時間	約22.6時間		2/2	
	最終沈澱池	2池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷	約14m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日		2/2	
	消毒タンク	1池	鉄筋コンクリート造り	接触時間	約15分		1/1	
	放流渠	1式	遠心力鉄筋コンクリート管					
	脱水機	1台	機械脱水機	投入固形物量	119kg/日		1/1	
	管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り					
	脱水機棟	1棟	鉄筋コンクリート造り					
口田儀 浄化センター	オキシデーションディッチ	1池	円形無終端水路、 鉄筋コンクリート造り	滞留時間	約30.5時間			
	最終沈澱池	1池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷	約6.6m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日			
	消毒タンク	1池	鉄筋コンクリート造り	接触時間	約15分			
	放流渠	1式	遠心力鉄筋コンクリート管					
	脱水機	1台	機械脱水機	投入固形物量	38kg/日		1/1	
	管理棟	1棟	鉄筋コンクリート造り					
	脱水機棟	1棟	鉄筋コンクリート造り					
河下浄化 センター	流入管渠	1式	塩化ビニル管	流量	約0.007 m <sup>3</sup> /秒			
	主ポンプ	2台	汚水ポンプ		約0.4 /分/台		内予備1台	
	オキシデーションディッチ	1池	鉄筋コンクリート造り	エアレーション時間	約24時間		1/1	
	最終沈澱池	1池	鉄筋コンクリート造り	水面積負荷	約8m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日		1/1	
	塩素接触水路	1水路	鉄筋コンクリート造り	接触時間	約15分			
	放流渠	1式	鉄筋コンクリート造り	流量	約0.1m <sup>3</sup> /秒			
	汚泥ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造り					
	汚泥脱水機	1台	多重板型スクリュースプレ脱脱水機		7kg/時/本×1本			
	管理汚泥棟	1棟	鉄筋コンクリート造り			管理室、電気室、発電機室、水質試験室		

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策	整備水準			事業の重点化・ 効率化の方針	中期目標を達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成29年度末)	中期目標 (平成35年度末)			
汚水処理	下水道処理 人口普及率	47%	53%	64%		

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	施設の重要度に応じて、概ね 5 年～15 年に一度点検を実施し、異常の可能性のある箇所について調査を実施する。
処理施設	異常が確認された場合、または概ね 5 年～15 年に一度調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討する。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	管渠施設： 緊急度が I 及び II のものを、修繕・改築の対象とする。 マンホールポンプ： 健全度 2 以下の施設について、修繕・改築の対象とする。
処理施設	健全度 2 以下の施設について改築対象とする。

iii) 改築事業の概要（令和 3 年度～令和 8 年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	—
処理施設	・田岐浄化センター ・口田儀浄化センター での健全度 2 以下の施設 ・河下浄化センター

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの 事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
—	100 年	管渠：緊急度 I と II を改築する 処理場：健全度 2 以下の割合を 20%程度におさえ、かつ施設の健全度や影響度を考慮したリスクが現況を下回るように改築を実施

(様式3) 財政計画書

(単位:百万円)

年次	イ 経費の部						
	建設改良費				起債償還費	維持管理費	合計
	管渠	処理場	計	(うち 用地補償費)			
平成29年度 まで	1,863	1,840	3,703	48	1,756	1,478	6,937
平成30年度	8	0	8	0	47	41	96
平成31年度	12	0	12	0	49	41	102
平成30年～ 平成31年度	20	0	20	0	96	82	198
合計	1,883	1,840	3,723	48	1,852	1,560	7,135

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位:百万円)

年次	ロ 財源の部								
	建設改良費					維持管理費及び起債償還費			合計
	国費	起債	市費	受益者負担金	計	下水道使用料※	市費	計	
平成29年度 まで	1,686	1,796	91	130	3,703	961	2,273	3,234	6,937
平成30年度	4	4	0	0	8	47	41	88	96
平成31年度	5	6	1	0	12	49	41	90	102
平成30年～ 平成31年度	9	10	1	0	20	96	82	178	198
合計	1,695	1,806	92	130	3,723	1,057	2,355	3,412	7,135
下水道使用料※関連事項		接続率: 95%(平成30年度:初年度)							
		講じる対策: 未接続家屋への戸別訪問による依頼							
		有収率: 100%(平成30年度:初年度)							
		講じる対策: 誤接続等による不明水の流入防止に努める							
		その他の講じる対策: 督促強化による使用料の徴収対策の推進							

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」のその他の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、人口・世帯数の見通し(国立社会保障・人口問題研究所の推計も参照)、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定する。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(国土交通省、日本下水道協会)」も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。